

# 9条改憲と 安倍政権

①

になっています。9条改憲に前のめりになりながら、同党はいまだその素案すら示していません。

石破茂元幹事長ら、改憲積極派の中から戦力不保持規定の9条2項の削除や、軍事裁判所の設置、首相の最高指揮権明記などの「異論」が根強く出され、論争そのものが絞り切れなからいず。

石破氏に距離を置く自民党議員の中からも「軍事組織を憲法に書きこむ以上、任務、権限、指揮権を明記するのは当然だ。小生にもわかる憲法にするのが従来の自民党の主張。自衛隊を書きこみ、解釈に任せるというのは改正論として弱すぎる」という声が出ます。

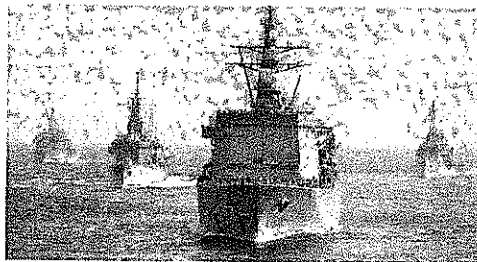
自衛隊を憲法に明記する。自民党内では、国会に提出する9条改憲案のとりまとめで、その条文を「この書か」が切迫した問題

## 「自衛隊」明記の危険

### 任務と権限は無限定

#### 2項を「空文化」

これに対し、自衛隊明記の安倍首相の提案を支持する議員からは「2項削除では国民の支持は得られない」との声が圧倒的です。党憲法改正推進本部の幹部は「2項を残せば国民



自衛隊艦隊で隊列を組む護衛艦「2015年10月18日、神奈川県沖の相模湾

の警戒感を弱められる」とあからさまに欺瞞(きままし)の意図を語ります。石破氏は「なぜこの案なのか」を確定しないと改憲の推進力にならない」と「反論」します。

「論争」の根本には、9条守れの国民の声と、9条を破壊し、自衛隊を海外派兵できる軍隊にしようとする日米軍事同盟強化の要請との深い矛盾があります。

自民党総裁である安倍首相が「2項削除・国防軍保持」の自民改憲案を一方的に無視し、「9条1、2項を残し、明文で自衛隊を書き込む」と提起したのも、国民投票で通すには「これしかない」という党略的判断からです。首相に近い議員は「党内はまとまると、自信を見せます。しかし、2項の戦力不保

持規定が残っても、自衛隊が憲法上の軍事組織として2項と並び立てば、2項の下で自衛隊に課せられた「集団的自衛権の行使禁止」などの制約は消滅。無制限の海外での武力行使に道を開きます。

#### 政府解釈で判断

自衛隊明記による2項「空文化」を主張してきたのは改憲右翼団体「日本会議」系のシンクタンクです。日本会議国会議員懇談会(日本会議連)の所属議員は、安倍首相提案は「日本会議のプロジェクトチームで周到に準備した」「こんなアイデアがあるのか」というブレイクスルー(突破)だった」などと語っています。

仮に自衛隊を「自衛のため必要最小限度の兵力組織」と、従来の政府解釈をそのまま書き込んだら、「自衛」は集団的自衛権を含むことになりません。この批判を避けようと、自衛隊の任務・権限を厚く書き込めば、自衛隊の活動範囲は政府解釈に委ねられ、どこまで広がるかわかりません。「従来の政府解釈を維持する」と言っても、解釈の幅自体が大きく広がら、解釈がいつまた「拡大」するかわかりません。

でも、憲法に自衛隊を書き込めば、違憲の安保法制「戦争法」を承認することになります。戦争法では、他国(米軍)への攻撃が「国民の生命、財産などを根拠から覆す明白な危険(存立危機)」があるときに集団的自衛権の行使を容認しますが、明白な危険への判断はあいまいなまま政府に委ねられます。

これでは憲法は国家権力を制限せず、立憲主義を破壊する「改憲」ということになりません。9条の命というべき2項の戦力不保持規定の抹殺、死文化を狙う安倍9条改憲!。草の根の対話でその危険を語り広げると、深まります。

(おわり)  
この連載は中垣重一が担当しました